

○ 人権をめぐる国内外の動向

1 国際的な動向

1945年（昭和20年）、世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合」が設立され、1948年（昭和23年）にはその第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、人種差別撤廃条約*〔1965年（昭和40年）〕、国際人権規約*〔1966年（昭和41年）〕、女子差別撤廃条約〔1979年（昭和54年）〕、児童の権利に関する条約〔1989年（平成元年）〕などの人権関係諸条約が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

1994年（平成6年）には、国連総会において、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。

さらには、2004年（平成16年）の国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう「人権教育のための国連10年」の取り組みを継承する「人権教育世界プログラム」が2005年（平成17年）から開始される決議が採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取り組みが推進されています。

2 国内の動向

1947年（昭和22年）、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が施行され、その具現化のために、人権に関する法制度の整備など様々な取り組みが行われています。

人権をめぐる国際的な動きの中で我が国は、国際社会の一員として「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取り組みを進めてきました。

1997年（平成9年）3月には、様々な人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、1997年（平成9年）7月には「人権教育のための国連10年」に関する行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取り組みが示されました。

2000年（平成12年）12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。そして、2002年（平成14年）3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、「犯罪被害者等基本法」（2005年）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（2006年）、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（2009年）、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（2009年）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（2012年）や、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

また、2011年（平成23年）4月に「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部が変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

3 本県の取り組み

県では、1992年（平成4年）に、県の同和施策の推進方策等の意見を求める外部組織として、同和問題に関する各種団体等の代表や専門家で構成する「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」を設置し、同和問題解決のための啓発を推進してきました。その後、様々な人権問題に対応するため、2002年（平成14年）に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」、2003年（平成15年）に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、2005年（平成17年）には「岐阜県人権懇話会」と改称し、県の人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、施策に反映してきました。

一方、庁内組織における人権施策の推進については、1998年（平成10年）に「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を設置し、人権に関する庁内の関係部局間の連携を図り、効果的な人権啓発を展開してきました。その後、2003年（平成15年）には「岐阜県人権施策推進連絡協議会」と改称し、人権に関する総合的・効果的な施策を展開してきました。

また、2000年（平成12年）4月には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、差別のない、人権が尊重される明るく住み良い社会の実現に向けて、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオの貸出など、人権啓発事業に取り組んできました。

2003年（平成15年）3月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定しました。この指針によって、本県が進める人権教育・人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるために総合的に取り組んできました。2008年（平成20年）3月には、これまでの成果や課題を踏まえながら、指針を継承・発展させ、新たな課題への対応を含め、人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、指針の改定を行いました。

さらに、人権に関する国等関係機関との連携を図り、効率的な人権啓発事業を展開するため、1999年（平成11年）には、県と岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員連合会、岐阜市を構成団体とする「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」を設立し、「人権啓発フェスティバル」等の人権啓発活動を推進してきました。

教育に関しては、1974年（昭和49年）に「岐阜県同和教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における同和教育を推進してきました。そして、2002年（平成14年）には「岐

岐阜県人権同和教育基本方針」を策定し、人権同和教育としての新たな方向を示しました。さらに、「岐阜県人権同和教育協議会」において、人権同和教育の推進を図るとともに、2006年（平成18年）からは、人権同和教育における行動力の育成を図る取り組みとして「ひびきあいの日」を設け、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなど、様々な人権問題の解決のための教育を実施してきました。

そして、2011年（平成23年）12月には、これまでの同和教育及び人権同和教育の推進による成果と課題を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら人権教育に取り組み、人権尊重という普遍的な文化をつくりあげるため、2012年度（平成24年度）から「人権同和教育」から「人権教育」へと名称を変更しました。

啓発に関しては、人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、新聞、ラジオなどマスコミを活用した広報や啓発用冊子・リーフレット、啓発グッズの作成・配布などの啓発活動を推進するとともに、岐阜県人権啓発センターの啓発や人権相談などの事業を拡充してきました。

また、毎年12月4日から10日の「人権週間」の取り組みの一環として、岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会の主催による「人権啓発フェスティバル in ぎふ」を開催し、人権講演会、人権啓発展等により県民の人権意識の高揚を図るなど、あらゆる場を通じて、人権教育・人権啓発の取り組みを推進してきました。